

桜井市消防団 風水害対応マニュアル (R5.4.1 現在)

風水害（台風、大雨など）の発生時、または地元で風災害の発生が見込まれる時は、次の手順で対応してください。

- ① 災害の発生を確認、または地元からの依頼により **各分団長、部長の判断**で 出動
- ② 団本部からの指示により 出動 **出動時には、団本部、分団長または事務局に必ず報告してください！！**
- ③ **災害対応活動開始**（土のう積み、排水、地域の巡回、機庫での待機など）
- ④ **活動状況**（出動人数、活動内容、被害状況など）を、随時、**団本部、分団長に報告**
- ⑤ 災害の終息をもって活動終了 → **団本部、分団長に活動終了報告**
事務局に「出動人員報告用紙」を提出

※災害時には、事務局より気象情報（気象台発表資料など）をメールで発信しています。活動時の参考にしてください。

【参考】台風発生時の対応の流れ

			消防団の対応		
	状況	市の対応	団本部	機動部	部
1	台風接近 3日前	事前の対応を検討	気象情報、地域の 状況に注意		
2	台風接近 半日前	「災害警戒体制」を 設置	↓	気象情報、地域の状況 に注意	気象情報、地域の状況 に注意
3	警報発令	↓	↓	地域の状況に応じ、自主的に活動開始！ 事務局に報告！	
4	避難指示発令 【警戒レベル3】 高齢者等避難発令	「災害対策本 部」 を設置	団長室に参集 → 活動指示	団本部より指示 待機指示 → 活動指示	団本部より指示 待機指示 → 活動指示
5	【警戒レベル4】 避難指示発令	↓	↓	↓	↓

「災害警戒体制」…主に災害対応担当部局による災害対応体制

「災害対策本部」…市全体による災害対応体制

**活動報告を
忘れずに！！**

【問い合わせ先】

桜井市消防団事務局（桜井市危機管理課）0744-42-9110
消防団本部 消防団無線 CH12

